

# 高萩市バリアフリー マスタープラン

## 【概要版】



すべての人が安全・安心で快適に移動でき、  
つながりと共生を育むまちづくり

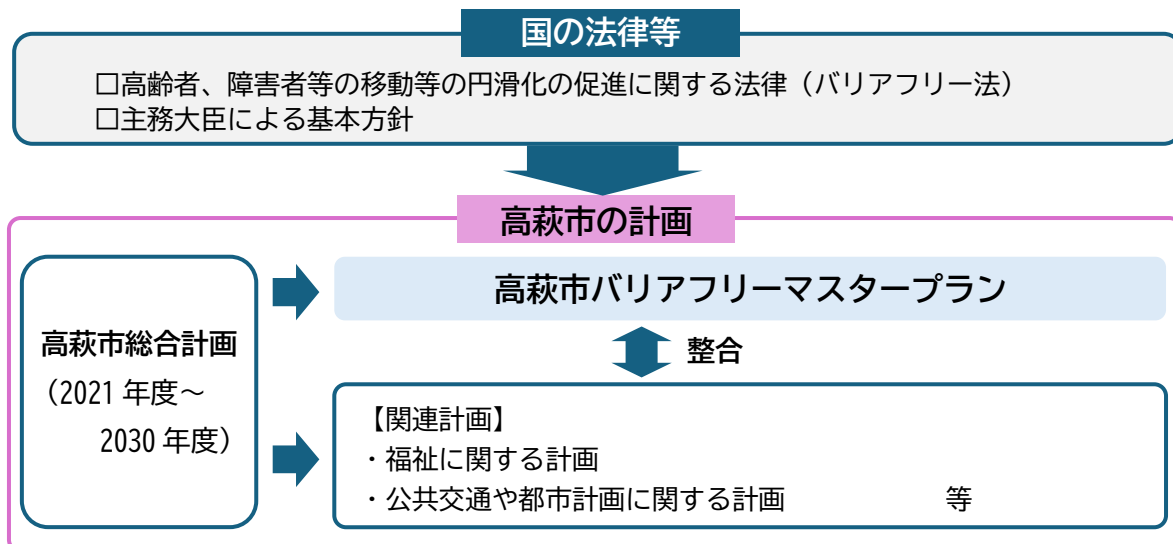
令和 8 年 3 月  
茨城県 高萩市

# I 計画の概要



## I-1 計画の位置づけ

高萩市バリアフリーマスタープランは、国がバリアフリーのまちづくりに対する取組を強化していることを踏まえ、バリアフリー法及び基本方針に基づいて策定するものです。策定にあたっては、高萩市総合計画をはじめとする上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮します。



## I-2 計画策定の効果

バリアフリーマスタープランの策定の効果として、次のような点が挙げられます。

### ○当事者のまちづくりへの参加

・地域住民である高齢者、障害者等の参加によって誰もが暮らしやすいまちづくりが可能となります。

### ○事業に関する調整の容易化

・バリアフリー化の方向性の共有、届出制度による調整が可能となります。

### ○届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

・旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に、施設間の連携を図ることができます。

### ○バリアフリーマップ作成等の円滑化（バリアフリーマップの作成等について明記した場合）

・各施設管理者等からの円滑な情報収集が可能となります。

### ○道路や公園等のバリアフリー化に関する交付金の重点配分

・防災・安全交付金における道路事業、社会資本整備総合交付金等について、マスタープラン又は基本構想に位置づけられた地区は、重点配分の対象となります。

## I-3 計画期間

本マスタープランの期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。

なお、5年目の令和12（2030）年度を目処に、措置の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、本マスタープランを見直すものとします。

## II 移動等円滑化の基本的な考え方



### II-1 本市のバリアフリーに関する課題

#### ■コンパクトさを生かした市街地環境の充実

○約 1.5km 四方のコンパクトな用途地域の中には、高萩駅をはじめ複数の拠点が形成されており、これらの移動利便性の確保が必要です。

#### ■高萩駅周辺における都市機能の再構築

○高萩駅は、交通モードの転換や利用者を支援するための待合環境の整備が期待されることから、バリアフリー化と合わせて公共交通拠点としての機能充実を図ることが必要です。

#### ■道路や公園をはじめとする基幹的な施設の改善

○道路については、段差や凹凸、歩行（通行）幅の不足などが指摘されており、歩行者や自転車の安全性、車両との共存、路線バスやタクシーの安全な乗降環境の整備などに配慮した道路環境づくりが求められます。

○公園については、トイレについての意見が多くなっていますが、遊具をはじめとする公園施設の老朽化への対応や、利用者ニーズにあった公園機能の整備についても検討することが必要です。

#### ■公共交通の利便性向上に向けた取り組みの充実

○公共交通の利用環境の改善を図るため、高萩駅周辺や商業施設等、公共交通の利用者が多い拠点のバリアフリー化を推進する必要があります。

○公共交通のバリアフリー化においては、駅前広場や道路などの施設面の改善だけでなく、サインや案内機能の充実も必要です。

#### ■市街地内の拠点機能充実と連携による賑わいの創出

○市街地内の拠点について、利用者の利便性や機能を生かした拠点性の向上を図るため、公共交通の乗降環境の整備、支援を必要とする人が安心して利用できる環境の整備を進めることが必要です。

#### ■支え合いの意識を創出する取り組みの充実

○支援を必要とする人と支援する人が、互いを尊重しながら支え合うことができる意識を醸成するため、心のバリアフリーを推進する必要があります。

○バリアフリー化や支え合いを推進するため、全ての年齢層に向けた啓発活動が必要と考えられます。

#### ■豊かな自然環境の活用とアクセス性の向上

○観光来訪者の利便性を確保するため、公共交通による移動や休憩、情報提供などの機能充実を図る必要があります。

○情報提供については、インバウンドの増加を考慮し、外国語表記の充実による利便性の向上についても検討する必要があります。

## Ⅱ-2 移動等円滑化の基本的な考え方

移動円滑化の推進にあたっては、本市の用途地域（市街地）がコンパクトであるという特性に注目するとともに、市民からのニーズも高い拠点形成と連携しながら、人口減少・少子高齢化の中でも、維持していくことが必要な生活支援機能の確保と、賑わいや交流の創出を図ることが求められます。そのため、移動円滑化のターゲットについては、高齢者や障がいを持つだけでなく、自らの移動手段を持たない若年層や外国人来訪者など、広範な対象を想定することとし、移動円滑化により、つながりと共生が育まれるまちづくりを目指します。

### 【基本理念】

## すべての人が安全・安心で快適に移動でき、つながりと共生を育むまちづくり

### ■目標-1 暮らしに必要な拠点への利便性確保

○市街地の拠点である高萩駅周辺（駅、駅前広場、バスターミナル等）や、多くの市民などが利用する生活利便施設、公共施設のバリアフリー環境を向上します。

### ■目標-2 安全・安心で快適な移動を支える環境づくり

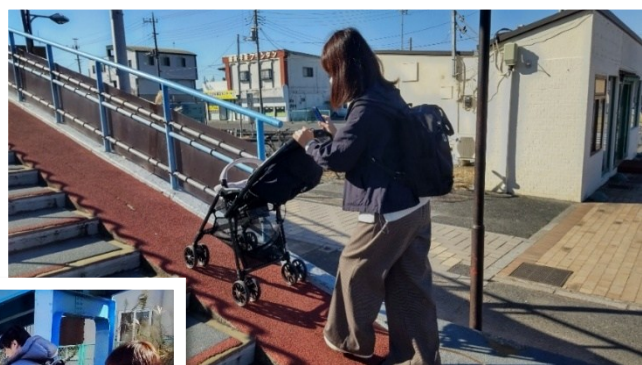
○市街地の根幹を形成する幹線道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を推進します。

### ■目標-3 バリアフリーの推進と共生（支え合い）を育む環境づくり

○バリアフリー化の推進を通じて、共生（支え合い）を育むとともに、継続的な推進体制づくりを目指します。

#### 〈まちの点検〉

JR高萩駅周辺のバリアフリー環境の実態把握や移動等に支援が必要な方に対する理解を醸成することを目的として開催しました。



こ線橋のスロープ体験



車椅子体験

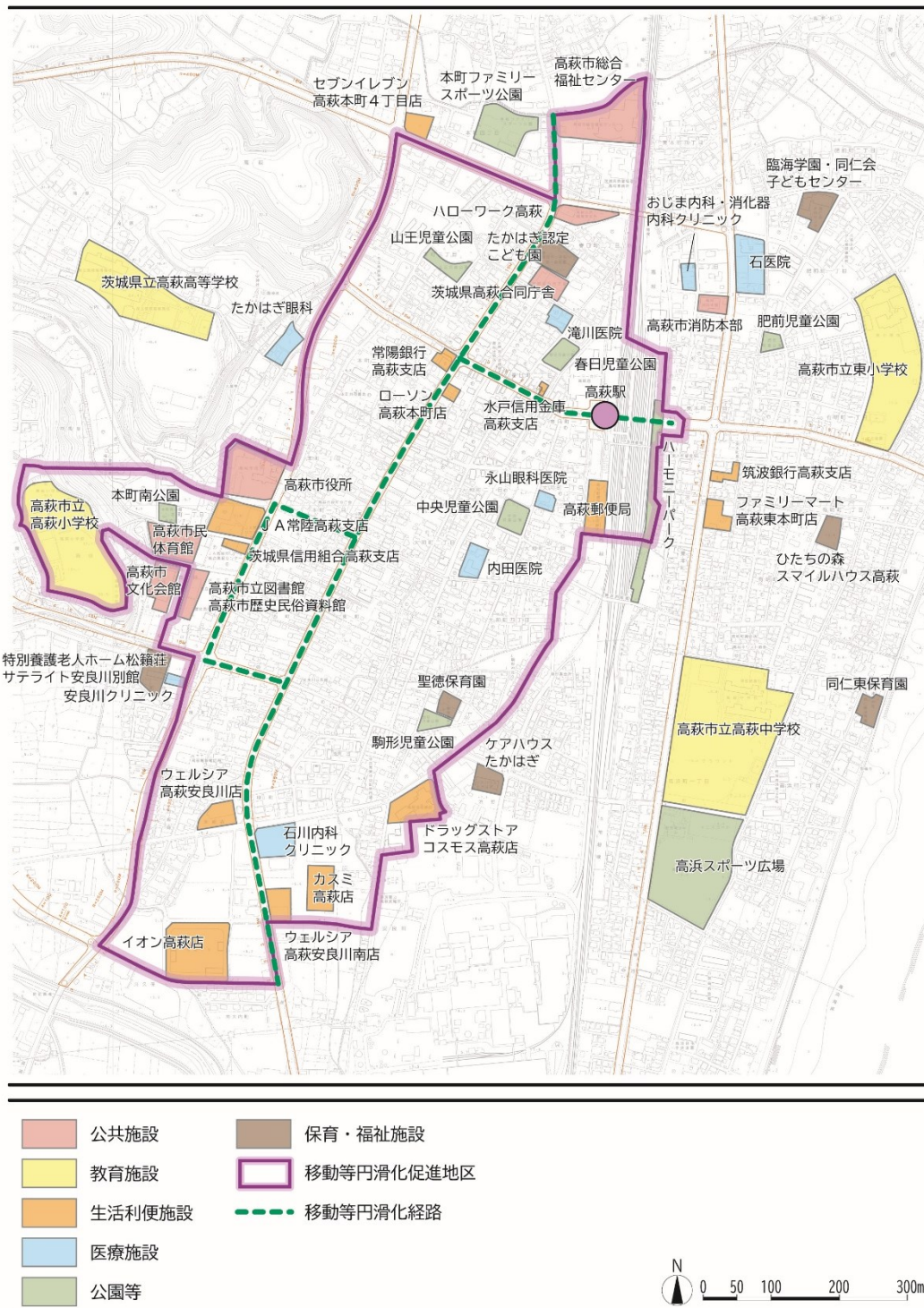
## II-3 移動等円滑化促進地区の設定

移動等円滑化促進地区については、バリアフリー法第2条第1項第23号に示される要件の充足を考慮しつつ、高萩駅周辺整備や立地適正化計画における、駅周辺の再整備のあり方や、都市機能誘導区域と誘導すべき都市機能などとの整合性を確保し設定します。

### 【移動等円滑化促進区域の要件（バリアフリー法第2条第1項第23号）】

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区
- ③バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

図-移動等円滑化促進地区



# Ⅲ 移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー化の施策



## Ⅲ-1 バリアフリー化の基本方針

基本理念の実現に向け、バリアフリー化の方針を次のように設定します。

### 【移動等円滑化促進区域における基本方針】

- 約 1.5km 四方の範囲に形成されるコンパクトな市街地という特性を生かし、生活関連施設及び生活関連経路の明確化を図り、高齢者や障害を持つ方、妊産婦や乳幼児連れの方をはじめとして、誰もが移動しやすく、活動できるまちを創ります。
- JR 高萩駅については、本市への玄関口であるとともに、賑わい創出が期待されることから、駅前広場やバスターミナル、商店街などと一体となったバリアフリー環境の向上を目指します。
- 路線バスやタクシーの利便性を向上し、高萩駅を拠点として本市の観光拠点などへのアクセシビリティの向上を目指します。
- バリアフリーに対する啓発を推進し、行政だけでなく市民や事業者が参加し、支え合いを育む地域づくりを目指します。

## Ⅲ-2 バリアフリー化の施策

### ■目標1：暮らしに必要な拠点への利便性確保

- ◆施策1-① 高萩駅周辺環境の整備
- ◆施策1-② 公共空間におけるバリアフリー環境の充実
- ◆施策1-③ 商業施設や公共施設などにおけるバリアフリー環境の充実

### ■目標2：安全・安心で快適な移動を支える環境づくり

- ◆施策2-① 幹線道路の歩行環境や安全性の向上
- ◆施策2-② 移動利便性を支える環境の整備促進  
(視覚障害者誘導用ブロック、サイン)

### ■目標3：バリアフリーの推進と共生（支え合い）を育む環境づくり

- ◆施策3-① 「心のバリアフリー」の普及・啓発
- ◆施策3-② 多様な主体の関わり合いによるバリアフリーの推進
- ◆施策3-③ 推進体制の整備

# IV 移動等円滑化の推進



## IV-1 行為に関する届出

バリアフリー法では、公共交通事業者又は道路管理者は、マスタープランの区域において、旅客施設<sup>※</sup>や道路<sup>※</sup>の改良等であって、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、当該行為に着手する30日前までに市町村に届出を行うこととなっており、市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することができ、改修内容を変更する等の要請を行うことにより、施設間の移動の連続性を確保が可能となります。

※旅客施設は生活関連旅客施設。道路は生活関連経路である道路法による道路です。

図-届出の概要

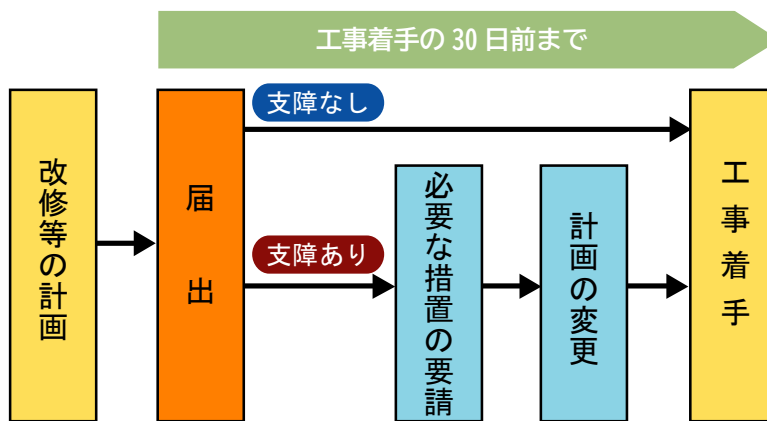


表-届出を要する対象となる範囲

届出施設	届出対象となる範囲	
旅客施設	○生活関連施設である旅客施設のうち、下記の範囲。 【バリアフリー法施行令第28条第1号】 ・他の生活関連旅客施設との間の出入口 ・生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口 ・バリアフリールートとの出入口	
道路	○生活関連経路である道路のうち、下記の範囲。 【バリアフリー法施行令第28条第2号】 ・生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設	
JR高萩駅	JR高萩駅西駅前広場	駅と駅前広場の接続部分
	JR高萩駅こ線橋	駅東西駅前広場とこ線橋の接続部分
	県道高萩停車場線	駅前広場と道路の接続部分
	市道102号線 市道1355号線	駅前広場と道路の接続部分

## IV-2 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項

施設に関するバリアフリー情報は、高齢者や支援を必要とする方にとって、当該施設を利用する際の不可欠な情報となります。バリアフリー法においては、市町村がバリアフリーマップ等を作成するため、施設設置管理者に対し、バリアフリーマスタープランでの位置づけをもとに情報の提供を求めることができるとされています。

### 【施設設置管理者からの情報提供】

- 公共交通事業者等及び道路管理者：義務
- 路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等：努力義務

## IV-3 その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項

移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー環境の向上を目指し、次のような事項についても配慮することとします。

### 【移動等円滑化の促進のために必要な事項】

- バリアフリー基本構想及び特定事業計画の策定
- 駅前駐輪場の適正管理
- 歩行者空間の確保
- 工事中のバリアフリー環境の確保

## IV-4 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項

本計画に基づく、バリアフリー化に向けた取り組みを推進するため、施策の評価と見直しを継続的に実施します。

### 【移動等円滑化促進方針の評価に関する事項】

- PDC Aサイクルに基づいた評価、施策評価を行うための指標の設定、評価シートの作成
- 必要に応じてバリアフリーに関する協議体を設置
- 5年後を目途に計画全体の評価を行い、令和12年に見直し

高萩市バリアフリーマスタープラン【概要版】

令和8年3月

高萩市  
Takahagi City

発行 高萩市／編集 都市建設課

〒318-8511 茨城県高萩市本町1-100-1

TEL 0293-23-1111

<https://www.city.takahagi.ibaraki.jp>



高萩市バリアフリーマスタープランに関する情報はこちらから